

デザインパテントコンテストを活用した 知財教育の実践と今後の展開

会員・大分県立芸術文化短期大学
情報コミュニケーション学科 専任講師 知的財産支援室 次長

野田 佳邦



要 約

芸術系学科と人文系学科を備える大分県立芸術文化短期大学では、2015年度よりデザインパテントコンテストへの取組みを通じて知財教育を実践している。改善を重ねながら取組みを継続してきた結果、活動内容を評価していただき、2015年度及び2018年度に「文部科学省科学技術・学術政策局長賞」を受賞した。また、デザインパテントコンテストをきっかけとして学内においても知財マインドの向上による様々な変化が起こった。最も大きな変化は学内に「知的財産支援室」が設置されたことであり、現在は当室の活動としてデザインパテントコンテストへの取組みを行っている。

本稿では、2015年度から2018年度までの4年間の取組みを振り返り、デザインパテントコンテストを活用した知財教育について考察し、今後の展開について述べる。

目次

1. はじめに
2. デザインパテントコンテストとは
3. 本学における取組み概要
4. 権利活用に関する支援
5. 初年度からの取組みの変化
6. デザインパテントコンテストの効果
7. 知的財産支援室の新設
8. 今後の展開
9. おわりに

1. はじめに

芸術系の学科（美術科・音楽科）と人文系の学科（国際総合学科・情報コミュニケーション学科）を備えている本学では、2015年度から「デザインパテントコンテスト」への取組みを行っている。初めて応募した2015年度に美術科の学生1名の作品が入選し、意匠登録出願の支援を受けて意匠権を取得した。また、学内におけるコンテストへの取組みが評価され、本学も「文部科学省科学技術・学術政策局長賞」を受賞した⁽¹⁾。

本学では2016年度以後もデザインパテントコンテストへの取組みを継続しており、2017年度には情報コミュニケーション学科の学生1名の作品が入選した。2018年度には美術科の学生1名の作品が入選し

ただけでなく、本学は2度目の「文部科学省科学技術・学術政策局長賞」を受賞した（表1）。本学からは4年間で3作品が入選したことになるが、ここで改めて学内における取組みを振り返り、デザインパテントコンテストを活用した知財教育の可能性について考察したい。

表1 本学の実績

年度	応募者		入選	大学として受賞
	芸術系	人文系		
2015	2名	0名	1名	文部科学省科学技術・学術政策局長賞
2016	1名	1名	0名	
2017	2名	1名	1名	
2018	5名	1名	1名	文部科学省科学技術・学術政策局長賞

2. デザインパテントコンテストとは

デザインパテントコンテストは、文部科学省、特許庁、日本弁理士会、(独)工業所有権情報・研修館が開催するコンテストである。「高校生、高等専門学校生、大学生、専修学校生及び大生」が応募可能で、若い世代の知的財産制度の理解促進および知的財産マインドの育成を目的としている。入選した創作については表彰されるとともに、意匠登録出願の支援が受けられる。平成21年度から毎年開催されており、

特許権を対象としたパテントコンテストと同時開催されている（図1）。



図1 デザインパテントコンテストの流れ⁽²⁾

学生が当コンテストに応募する場合、まずは意匠制度に関するセミナーの受講又は映像コンテンツの視聴により意匠制度を学習することが条件となる。その後、自身で物品のデザイン（ただし、意匠法の保護対象となるもの）を創作する。毎年9月後半に応募の締切りが設定されているため、多くの教育機関では主に夏休み期間を利用して創作活動を行うことになる。そして、参加登録するとともに創作したデザインを応募書類に記載して応募書類を作成・郵送する（①）。ここで作成する応募書類は六面図を含み、ほぼ実際の意匠登録出願の書類に近いものを作成することになる。応募後は書類選考が行われ（②）、優れたデザインは表彰されると同時に（③）、意匠登録出願支援対象に選定され、学生のもとに弁理士が派遣され（④）、実際に特許庁に意匠登録出願を行うことができる（⑤）。出願後は通常の意匠登録出願と同様に特許庁の審査を経て（⑥）、意匠登録査定となれば権利が発生する（⑦）。

学生が社会人となる前に実際の意匠登録出願を経験できる点、意匠登録出願にかかる費用（出願料、弁理士費用）及び意匠登録料を主催者に負担してもらえる点がデザインパテントコンテストの大きなメリットである。実際に意匠権を取得することで、権利を“活用する”学びに繋がれる可能性がある。2015年度までは意匠登録料の支援は1年分とされていたが2016年度以降は3年分に変更された点も大きな変化であり、このプラス2年分の支援がビジネス化への後押しとなることが期待される。

3. 本学における取組み概要

本学における取組みについて、一例として2018年度の概要を表2に示す。

表2 本学における2018年度の実践

時期	取組み
4月～7月	周知活動（授業などで広く呼びかけ） 興味のある学生に個別に説明
7月	デザインパテントコンテスト説明会 （意匠制度セミナーを兼ねる）
7月～9月	創作・調査・書類作成指導（6名）
9月	応募書類の郵送（6名）
12月	選考結果通知
1月	弁理士との打合せ開始
3月	意匠登録出願、表彰式

取組みを始めて4年目ということもあり、早速4月から学内で呼びかけを行った。呼びかけの対象は美術科および情報コミュニケーション学科の学生を中心とした全学科の学生を対象としている。芸術系の学生については、「情報機器基礎演習」の授業などで、コンテストを紹介したスライド資料を配布し、授業の開始前や終了後のタイミングを利用して呼びかけを行っている。情報コミュニケーション学科の学生については、必修科目「情報リテラシーⅠ」の授業内で主に1年生を対象としてコンテストの紹介を行うこととしている。その結果、毎年4月の時点で両学科から数名の学生から詳しい説明を受けたいとの申し出がある。

さらに、7月には「デザインパテントコンテスト説明会」を開催している（写真1）。本学内で広く参加の呼びかけを行っているが、通常授業の枠内で実施しているため、美術科と情報コミュニケーション学科の学生が中心となっている。この説明会は2016年度から実施しており、コンテストに応募しない学生にも意匠制度について学んでもらうという効果を狙ったものである⁽¹⁾。2016年度～2018年度の説明会では、特許庁に講演依頼をして意匠審査官にご来学していただいた。実際に意匠の審査を行っている方のお話を直接う



写真1 デザインパテントコンテスト説明会の様子

(美術科)

▶特に意匠権を取るわけではないからです。しかし、もし身内の人が意匠権を取得しようとしていたら、今回学んだことをずっと話せるように頭に入れておきたいと思いました。(情報コミュニケーション学科)

▶将来何かをつくる、考えだす企業に就職する予定はないから。(情報コミュニケーション学科)

(設問4)「その他、本日の感想など」への回答〔抜粋〕

▶意匠権にコンセプトが影響を与えないことが驚きでした。しかしコンセプトやテーマは興味のある消費者も居ないことはないが製品を選ぶ段階ではあまり関係ないので異なるコンセプトだからと認めてしまうと消費者を混乱させるだけなので排して考えるのだと理解しました。マーケティング、ブランディングに大きな影響を与える様々な権利があるのだと分かり、複雑に感じますが、大切な知的財産権を守るためには必要なシステムなのだと分かりました。(美術科)

▶昨年もパテントコンテストに応募したいと思っていたので、今回この講義から参加することができ、とても嬉しく思います。知的財産権の中で特許権や商標権など有名なものは知っていましたが、意匠権を知らなかったのととてもいい経験になりました。パテントコンテストに参加できるのは芸短の強みであり良いところだと思います。(美術科)

▶著作権と意匠権の違いが分かりました。意匠権については、今日の講義でどのような権利であるのか知れました。近年、著作権の問題がよく話題になっている原因が理解できたと思います。(美術科)

▶今日の講義を聴くまで、「意匠権」という言葉すら知らなかった。インターネットやSNSで今日「著作権」や「肖像権」の問題を耳にするが、私にとってはこれら二つの問題よりも「意匠権」の方が身近で、もっと他の人も知るべき事柄だと感じた。(美術科)

▶知的財産制度について、図や例を用いたスライド(プリント)があったため、とてもわかりやすかったです。意匠権と著作権で保護される対象が違うということを知ることができました。ヒット商品の冊子を見て、私たちが普段何気なくみている商品も知的財産権で守られているということがわかり、商品を生み出した人は凄いなと思いました。(情報コミュニケーション学科)

▶知的財産を保護することはとても重要だと改めて思いました。意匠権があることで、ビジネスがしやすく

なることがわかりました。もし自分が将来何かを作った時には、こういった制度を利用したいと思いました。(情報コミュニケーション学科)

自由記述より、美術科の学生は意匠権を自身の創作活動に直結する重要な権利として捉えている傾向があり、情報コミュニケーション学科の学生は消費者の視点或いは社会全体の視点から意匠権の役割を捉えている傾向がうかがえる。意匠権については、説明会における講演を通じて初めて知ったという学生がほとんどである。

アンケートに連絡先を記入してくれた学生にメールで連絡してミーティングを行ったところ、2018年度は学生6名(美術科5名、情報コミュニケーション学科1名)が応募に向けて創作を行う意思を示した。その後、夏期休暇を利用してミーティングを重ね、J-PlatPatや検索エンジンの画像検索機能を用いた先行デザイン調査、デザインのポイントの把握、応募書類の作成を行った。先行デザイン調査の結果、創作が他者のデザインと類似することが判明した場合は改良を促し、新しいデザイン創作の支援を行った。

応募後、12月に選考結果が発表され、美術科の学生の作品が優秀賞を受賞し、意匠登録出願の支援対象に選ばれた。それだけでなく、本学も二度目の「文部科学省科学技術・学術政策局長賞」の対象に選定された。そして、1月～2月にかけて弁理士とミーティングを行い、2019年3月上旬に意匠登録出願を終えた(写真2)。



写真2 弁理士との打ち合わせの様子

2019年3月には「平成30年度パテントコンテスト/デザインパテントコンテスト表彰式」に出席し、本学は文部科学省科学技術・学術政策局長賞受賞校として、知財教育の取組みについてプレゼンを行った(写真3)。学生の創作については、現在特許庁で審査中

である。



写真3 表彰式におけるプレゼンの様子

4. 権利活用に関する支援

コンテスト入選者は、主催者より意匠登録出願と意匠登録料についての支援を受けられる。これらの特許庁への手続きに関する支援によってコンテストの入選特典は終了となるため、無事に意匠権を得ることができればコンテストへの取組みは一区切りとなる。しかし、デザインパテントコンテストの趣旨は、学生の「知的財産マインドが高まり、また、知的財産権制度への理解が深まること」であることから、本学では意匠権を取得して終わりではなく、権利の活用支援についても試行錯誤を重ねている。

(1) 2015年度入選学生の支援

意匠権を取得後、大分県産業科学技術センターに相談に伺い、製品開発関係の研究員の方々の前で入選学生がプレゼンを行い、素材選択、製造工程、マーケティングなどの観点から、ビジネス化についてアドバイスをいただいた。また、県内で開業されている工房を紹介してもらい、入選学生と美術科の教員とともに訪問し、ものづくりから販売までを行っている方の視点からアドバイスをいただいた。

しかし、権利活用について活動を開始したのが意匠権取得後の秋頃だったことと、2015年度は意匠登録料の支援が1年分であったこともあり、ビジネス化を実現することなく意匠権が消滅することとなった。ただし、権利の活用についてのプランを考えプレゼンをした経験や、様々な専門家からいただいたアドバイスの1つ1つは、社会に出た後に活用できる貴重な知見として学生自身に蓄積されたものと期待する。

(2) 2017年度入選学生の支援

2015年度の経験を踏まえ、意匠登録出願をした後、権利が得られる前に活動を開始した。入選した学生は情報コミュニケーション学科の学生であったため、美術科の教員に試作についてアドバイスをいただき、市

内のものづくり企業を訪問し、3Dプリンタを活用した試作、デザインのブラッシュアップについてご協力いただいた。また、大分県産業科学技術センター及び大分県産業創造機構の方々の前でプレゼンを行い、主にマーケティングの観点からアドバイスをいただいた。マーケティングテストを行うための製造については当面は3Dプリンタで実現可能と判断し、実際の販売に向けて、大分県産業科学技術センターにおいて創作品の耐久試験を行い、耐荷重を測定した(写真4)。そして、「ファブラボおおいた」にて3Dプリンタを活用して製造を行い、自身で色塗りをして秋の芸短祭(学園祭)で販売を行った(写真5)。



写真4 耐荷重試験の様子



写真5 芸短祭における販売の様子

芸短祭における販売により、カラーバリエーションやデザインについての顧客の反応が得られたため、それを踏まえて、商品を改良し、インターネット販売を開始した⁽⁴⁾(写真6)。

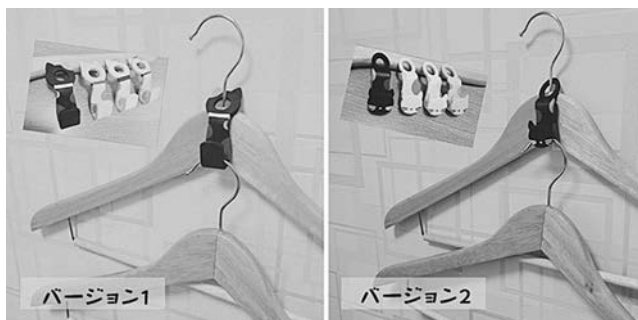


写真6 インターネット販売の商品

(3) 2018年度入選学生の支援

2018年度は後述するように「知的財産支援室」が新設されたため、デザインパテントコンテストの応募に関する取組みも、権利活用に関する取組みも知的財産支援室の業務という位置づけで行っている。本稿執筆時点では、入選学生は意匠登録出願中であり、まだ意匠権を取得していないものの、デザインのブラッシュアップ及び試作について検討している。

また、入選作品は意匠権としての保護も有効であるが、他ジャンルの商品にも広く活用できるアイデアが含まれていたため、アイデア部分について実用新案登録出願⁵⁾も行った。出願の際には大分県発明協会の知財総合支援窓口にもご支援いただいた。このように、知的財産面からの多面的なサポートを既に行っている。

5. 初年度からの取組みの変化

本学で改善を重ねながら取組みを継続してきた結果、2015年度当初と比較すると、次の点において変化を挙げるができる。

(1) デザインパテントコンテスト説明会の実施

2016年度以降は「デザインパテントコンテスト説明会」を開催している。学内で広く呼びかけるだけでなく情報コミュニケーション学科及び美術科の授業の一環として実施している。取組み初年度である2015年度は説明会を開催せず、興味を持ってくれた学生に来てもらって個別に対応する形をとっていたため、応募したい学生だけが応募条件を満たすために意匠の勉強をしていた。それでは、他の学生については知財教育の機会を失っているのではないかと考え、2016年度からは説明会を開催することにした。説明会では、特許庁の意匠審査官をお招きして、審査官の立場から意匠制度の概要についてお話いただき、その後で筆者

からコンテストの呼びかけを行う形を取っている。これを授業の一環として実施することで、多くの学生に意匠制度について学んでもらうことが実現できている。

(2) 人文系学科からの応募・入選

2017年度には、人文系である情報コミュニケーション学科の学生がコンテストに挑戦し入選を果たした。コンテストの入選校を見ると、デザイン、美術、建築など、芸術系又はものづくり系の学生が多いと思われるが、人文系の学生はあまり見受けられない。その意味では比較的珍しいケースだったのではないかと思料する。応募者自身が課題意識を持ち、努力して創作を行ったことが最大の要因であることはもちろんであるが、情報コミュニケーション学科では「情報リテラシー」の授業で調査スキルを身につけており、先行調査に抵抗がないことも要因の一つではないかと考えられる。また、デザインパテントコンテストでは現実に試作品が無くても書類を提出するだけで応募が可能である点も人文系から入選できた理由の一つであろう。ただし、人文系特有の課題として、大学の授業で六面図を描くスキルの修得を行っていないこと、ものづくりの経験が浅く、試作品を制作するためのハードルが高いことが改めて感じられた。

(3) 知的財産支援室の新設

初年度のデザインパテントコンテストへの取組みが少なからずきっかけとなり、学内においても知財意識の変化が見られ、本学では2018年度4月に「知的財産支援室」を設置し、2018年度からは当室の業務の一環としてデザインパテントコンテストへの取組み支援を行った。詳細は後述する。

6. デザインパテントコンテストの効果

デザインパテントコンテストに向けた活動を学内で実施することの効果として、まず、実社会における活躍を意識した実践的な活動ができる点がある。自分でアイデアを出すところから始まり、それを他人に理解できるよう文章や図面で表現し、さらにデザインを保護・活用のための知的財産について知ることができ、先行意匠調査を含む権利化についての実務を体験することができる。短期大学は2年という短い時間で社会に出るための学生を育てるところであるから、こ

のような実践的な教育を行うことのできる機会は大変貴重である。

また、本学の場合は学科間の連携を強化する効果もあると考える。知的財産の観点からデザインやアートへアプローチすることは、本学でいうと学科の枠を超えた試みであり、本学の新しい魅力と可能性を引き出すきっかけになっている。

加えて、人文系学科からの挑戦が行われるようになったことで、人文系の学生にとってはアイデアやコンセプトだけでなく、それを形に表現することのハードル、苦勞、価値を学ぶ良い機会となっている。日常生活の中に課題を発見し、世の中に無い新しいものを生み出すことはほぼ初めての経験であるという学生も多い。創作活動から応募書類の作成までを自分自身が当事者として体験することで、授業で学んだ知的財産制度が机上の空論ではないことや権利保護の重要性を実感することができ、また、自分の生活に無関係の制度ではないことを再確認することができる。そして、商品化に向けた活動を行う際には、権利を取得（維持）するメリットとコストを比較すること、自分の作品を商品として世の中に普及させるためには知的財産権の取得が重要であること等を身をもって学ぶ貴重な機会となっている。

全国的にみれば、「普段デザインを学んでいる学生が当コンテストを通じて知財について学ぶ」という道筋が通常ルートではないと思われるが⁽⁶⁾、2017年度に入選した情報コミュニケーション学科の学生は、普段はデザインを学んでいるわけではなく、人文系の授業で知財を学んだことがきっかけとなり当コンテストへ応募するに至った。デザインパテントコンテストには「デザイン」と「知的財産」の2つの入り口があるといえる⁽⁷⁾。また、人文系の学生の作品が入選に至ったことで、デザインを専門とする学生以外にも受賞のチャンスがあることが示された。デザインパテントコンテストは、本学でいうと芸術系から人文系を知ることでもでき、また、人文系から芸術系を知ることでもできる、学科間の橋渡しとなるコンテストであるといえることができる（図3）。実際にデザインパテントコンテストがきっかけとなり、人文系の学生が芸術系の授業を履修したり、芸術系の学生が人文系の授業を履修したりといった動きに繋がっている。

デザインパテントコンテストは本学のような学科構成の大学には特に適しており、様々な気づきや可能性

をもたらすものであると考える。

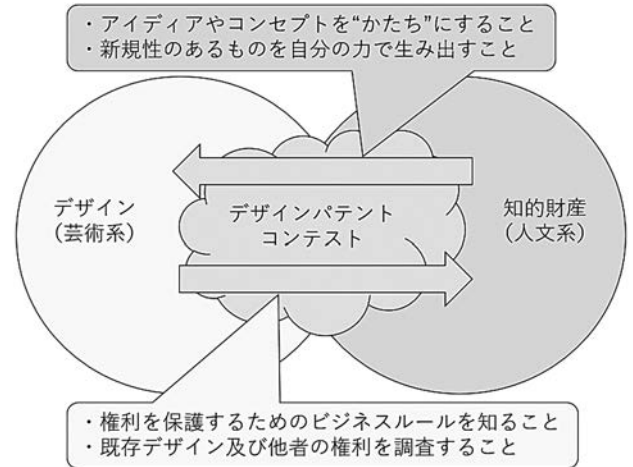


図3 コンテストを通じた新たな学び

7. 知的財産支援室の新設

本学は、学科構成の特性上、教育・研究・社会貢献の様々な活動の中で、著作権や意匠権などの知的財産に関する調査や判断、契約マネジメントが必要になることがあり、社会全体の情報化、情報発信の容易化に伴いその場面が広がりを見せている。知的財産の判断が求められる場面では、教職員・学生および連携先の地域企業・公的機関をサポートするための担当部署の明確化及びノウハウの蓄積が必要となる。

デザインパテントコンテストへの取組みを通じて学内の知的財産マインドが向上したことも契機となって、本学では2016年頃より知的財産の専門部署を設置することの検討を始めた。そして、2017年に全教職員を対象にアンケート調査を実施したところ、知的財産を担当する部署の必要性が顕在化したため、2018年4月「知的財産支援室」を設置した⁽⁸⁾。

知的財産支援室の業務内容は以下の通りである。

- (1) 教職員及び学生を対象とした知的財産に係る相談に関すること。
- (2) 知的財産に係る情報収集に関すること。
- (3) 知的財産の啓発に関すること（教職員向けセミナー、デザインパテントコンテスト等）。
- (4) その他知的財産に関すること。

学内の教職員及び学生からの知財に関する相談をワンストップで受け付け、他の大学や公的機関と連携しながら、知財に関する不安要素を取り除き、教育・研究・地域貢献活動がスムーズに行えるようサポートしていくことが主な業務である（図4）。

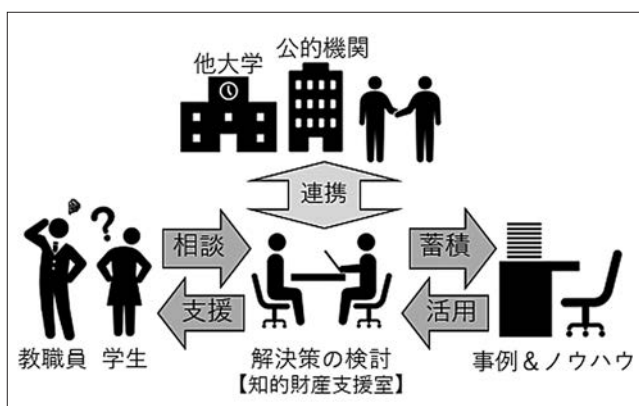


図4 知的財産支援室の業務イメージ

組織はすべて兼任の事務職員及び教員で構成されている。相談受付、情報収集、啓発活動等の専門性が求められる業務は、弁理士資格を保有する次長（筆者）が担当している（表3）。

表3 知的財産支援室の体制

室長	総務企画部長
次長	知的財産担当教員
事務担当者	企画情報課長 総務企画グループ職員 教務学生グループ職員

知的財産支援室では、デザインパテントコンテストの応募指導だけでなく、2018年度には知財に関する99件の相談を学内で受け付けた。内訳は教職員からの相談が24件、学生からの相談が75件であった。教職員からは、授業や試験問題作成に関する著作権の扱い（複製、上映、公衆送信）、産学官連携の場面における契約内容についての相談などがあった。学生からは、卒業研究や卒業制作における他人の著作物の利用に関することや、プライベートで行っている創作活動・趣味に関すること、イラストの制作受託に関すること、顔写真のネットへの無断掲載などに関する相談などがあった。また、デザインパテントコンテストとは関係なく、自身の創作・アイデアの権利化を支援してほしいというニーズも顕在化し、特許庁への出願支援・先行文献調査の指導や支援も行っている。

その他にも、年1回の頻度で学内教職員向けの知財セミナーを実施し、学外での講演も随時行っている。

知的財産支援室の活動を通じて、契約や権利化の支援、相談によるトラブル防止、諸活動のサポートを実施することができ、結果的に学内の知的財産マインドの向上にも繋がっているものと考え。今後も絶えず取組みを見直し改善することで、より充実したサポート体制の強化を図る。

8. 今後の展開

今後のデザインパテントコンテストへの取組みとして、2019年度は先行文献調査の強化^(註1)に注力していく予定である。これまで、応募者に対して個別には先行文献調査の指導・支援を行ってきたものの、セミナーや演習という形で実務的な先行文献調査スキルを教授する機会はなく、体系的な枠組みを構築することが課題であると考えてきた。デザインパテントコンテストは年々難化しており、意匠公報のみならず、特許・実用新案の公報やインターネット上の画像や文献をも調査範囲とする緻密なサーチが必要となる。また、産学官連携や教育・研究の場面で行われる教員・学生による創作も多岐にわたり、意匠権で保護すべきプロダクトデザインはもちろん、特許権・実用新案権で保護すべき技術的アイデアも生み出され、権利化が必要な場面が実際に生じている。そのため、知財教育だけでなく社会貢献という観点からも、新規性の判断に必要な網羅性・適合性を兼ね備えたサーチスキルを修得できる機会の提供が必要である。そこで、学生及び教職員を対象とした先行文献調査に関するセミナーを開催し、特許・実用新案・意匠文献のサーチスキルの修得を図ることを企画している。また、一般財団法人工業所有権協力センター（IPCC）が主催する特許検索競技大会⁽⁹⁾のサテライト競技会を開催し、優秀者は「先行文献調査サポーター」となり、以降、次年度のデザインパテントコンテストへ応募する学生の調査支援など、学内の先行文献調査が必要な場面でサポートを行うというサポート人材の育成を行っていく（図5）。

本学は芸術系と人文系の学科を兼ね備えており、いずれからもデザインパテントコンテストへ応募する学生が出ている。上述したように、コンテストを通じて芸術系の学生は人文系の内容（知財・調査）について学ぶことができ、人文系の学生は芸術系の内容（ものづくり）を学ぶことができるため、本学において当コンテストは学科間の橋渡しとしての役割を担っている。そこに、「先行文献調査サポーター」という新しい関わり方を設けることで、デザインパテントコンテスト応募前の調査精度の向上が見込めるだけでなく、高い知財マインドや情報リテラシーを備えた創作活動をサポートする人材の育成が期待できる。

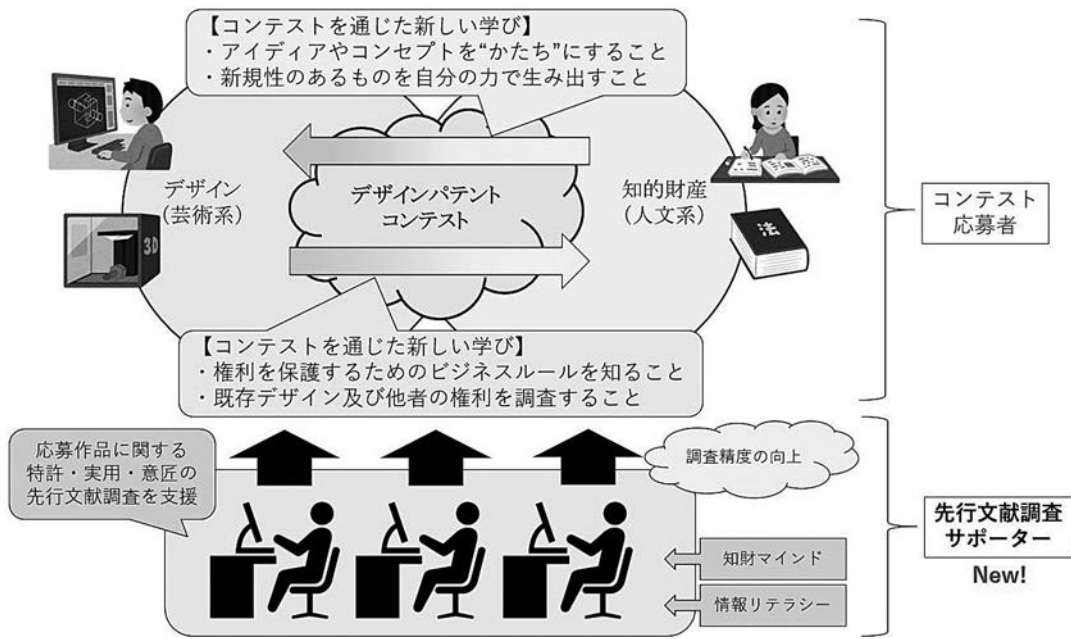


図5 先行文献調査サポーターのイメージ

9. おわりに

2015年度から始めたデザインパテントコンテストへの取組みがきっかけとなり、本学では徐々に知財に対する意識の変化⁽¹⁰⁾が見られるようになった。一つの大きな成果として、2018年4月に学内に「知的財産支援室」が設置された。当室では、学内の教職員および学生を対象とした知財の相談業務を中心として、学内の知財セミナー、デザインパテントコンテストの応募指導、特許庁への出願支援等の業務等を行っている。したがって、デザインパテントコンテストの取組みも2018年度からは当室の業務の一つとして実施している。

また、今後はデザインパテントコンテストを軸として、特許検索競技大会を活用した、学内全体の先行文献調査スキルの向上を図る新しい取組みを行っていくため、効果の検証を行っていききたい。

なお、本学では2018年度の夏から、4学科（美術科・音楽科・国際総合学科・情報コミュニケーション学科）横断型の「アートマネジメントプログラム」⁽¹¹⁾が始動した。まさに学科横断型の活動が必要とされるので、学科間の橋渡し役となるこのコンテストが有効に機能する可能性も模索したい。2017年度デザインパテントコンテストにおいて人文系の学生による入選の可能性も見出されたところであるが、アートマネジメントプログラムは芸術系学科と人文系学科の協働を目指す取組みでもあるから、当プログラムにおけるデザインパテントコンテストの活用法についても検討し

ていきたい。

(注1) 2019年度の当該活動は、一般財団法人工業所有権協力センター「令和元年度 大学高専知財活動助成事業」の活動助成によるものです。

(参考文献)

- (1)野田佳邦, 「デザインパテントコンテストで知財を学ぶ—大分県立芸術文化短期大学の挑戦—」, 産学官連携ジャーナル 2016年12月号, Vol.12, No.12, p.19-22
- (2)「2019年度パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト ホームページ <http://www.patentcontest.inpit.go.jp/>」 (2019年8月9日閲覧)
- (3)日本弁理士会, 「ヒット商品はこうして生まれた! 【ヒット商品を支えた知的財産権】」改訂版, 2018年10月19日発行
- (4)「【デザインパテントコンテスト入選作品】インターネット販売を開始しました!」, 大分県立芸術文化短期大学, 2018年12月7日, <https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1392> (2019年8月9日閲覧)
- (5)「【知的財産支援室】実用新案登録出願の書類作成支援を行いました」, 大分県立芸術文化短期大学, 2019年4月12日, <https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1500> (2019年8月9日閲覧)
- (6)森下眞行, 「デザインパテントコンテストのデザイン教育での効果と課題」, 月刊パテント, Vol.66, No.2, p.55-62 (2013)
- (7)野田佳邦, 「人文系学科からのデザインパテントコンテストへのアプローチ」, 2018年6月, 産学連携学会第16回大会予稿集
- (8)「本学に知的財産支援室が新設されました」, 大分県立芸術文化短期大学, 2019年4月12日, <https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1257> (2019年8月9日閲覧)

(9) 一般財団法人工業所有権協力センター「特許検索競技大会ホームページ <https://www.ipcc.or.jp/contest/>」(2019年8月9日閲覧)

(10) 野田佳邦, 「デザインパテントコンテストによる知財意識の変化」, 2016年6月, 産学連携学会第14回大会予稿集

(11) 「アートマネジメントプログラムがスタートしました」, 大分県立芸術文化短期大学, 2018年9月26日, <https://www.oita-pjc.ac.jp/news/detail/1333> (2019年8月9日閲覧)

(原稿受領 2019.8.11)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: (03)3519-2361(直)
FAX: (03)3519-2706

